

ふるたほうかつ だより

令和5年3月発行

こんにちは 古田地域包括支援センターです。

本紙では、当センターが行っている業務の一部をご紹介します。今回は、**高齢者虐待**と**ACP（人生会議）**についてです。どちらも、今過ごしている中では、関係なさそうで、またあまり考えたくないテーマかもしれませんが、そんな内容をなぜテーマとしてあげているのか、ぜひご一読いただき、皆様の中で考えてみていただけたらと思います。

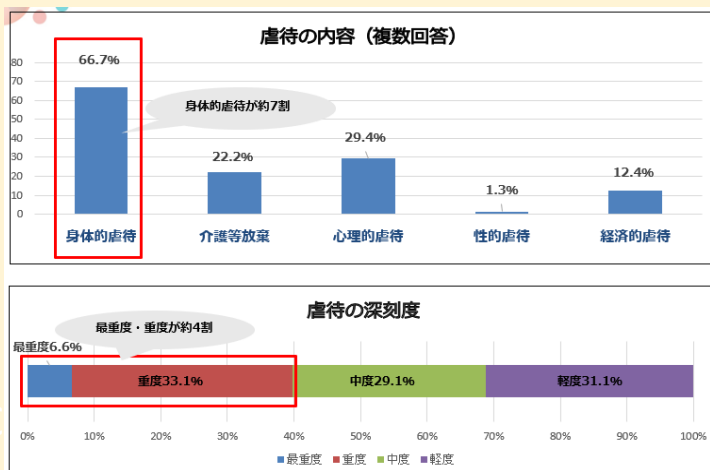
高齢者虐待の早期発見のために

～異変に気づいたとき、あなたの一報が大切です～

高齢者虐待の種別

区分	法律上の定義
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 例：たたく、つねる、蹴る、ベッドに縛り付ける。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的、心理的又は性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること 例：入浴させない、水分や食事を与えない、ゴミを放置、虐待を放置
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子どものように扱う、無視する
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること 例：キス、セックスの強要、排せつの失敗の罰により下半身を裸にする
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること 例：本人の年金や預貯金を勝手に使用する、本人に必要なお金を渡さない

広島市における高齢者虐待の実態（令和3年度）



虐待は早期発見・早期解決が重要です！！

”気になるな？”と思ったら、

○古田地域包括支援センター

☎（082）272-5173

○西区地域ささえあい課

☎（082）294-6289

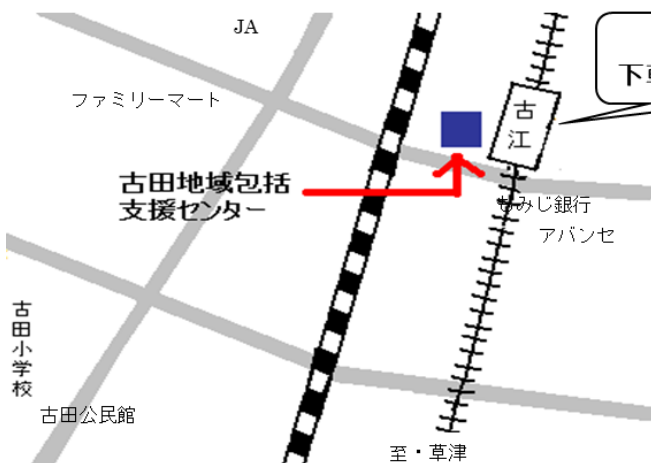
までご連絡ください

みなさまの

“気づきと一報”

が
大切です！

※相談者が特定されたり、
守秘義務に違反することはありません。
これらは「高齢者虐待防止法」という
法律によって守られます。



広電・古江駅
下車すぐ（上り方面）



今、話題！？

ACP「人生会議」とは
裏面をご覧ください。

広島市古田地域包括支援センター

住所：広島市西区古江東町5-3桑原ビル104

電話：082-272-5173

FAX：082-272-5186

HPIは、こちらから→



いつかではなく、今やりたい ACP (アドバンス・ケア・プランニング) : 人生会議

来年度 広島市西区ACP
ワーキンググループ発足予定

アドバンス・ケア・プランニング(ACP:人生会議)とは・・・

ACPは、将来のケアに関する価値観、大切にしていること、気がかり、目標、選好を理解し共有することで、あらゆる年齢または健康段階の成人をサポートするプロセスである。

ACPの目標は、重篤で慢性の病気の際に、患者の表明した意思に合致したケアを人々が受けられるようにすることである。

このプロセスには、人が自分の意思決定をすることができなくなった場合に、別の信頼できる人物を選んで準備し、ケアの決定を下すことが含まれる。

引用: ACP入門 人生会議の始め方ガイド(2022年、著者西川満則・大城京子)



広島市認定ACP普及推進員加藤さんに聞いてみた！～ACPのあれこれ～

広島市古田地域包括支援センター
加藤 伊久美

日頃の思い ピースをつなぐ ACP

Q. 最後に、加藤さんが感じられるACPとは、どのようなものだと思いますか。

A. 日頃の思い(ピース)をつないでいくことがACPだと思います。日常の会話から出てくる人の思いを残しておくことで、最期の意思決定支援へと繋がります。いつかやるのではなく、今から日常会話に盛り込むのが一番でしょう。

Q. ACPのことを知りたい時はどうしたらよいですか？

A. 私でも良いですし、西区には私以外にも、己斐の石田内科の石田先生、看護協会こいの道法さん、サンキウエルバイ江波の松本ケアマネジャーが普及推進員として活動されています。ただ、いきなり先生や知らない方へ相談するのも大変だと思うので、最寄りの地域包括支援センターに相談してみてください。

Q. ACPに必要なものは？

A. 必要なものはありません。先程の何気ない会話をスマホやメモに残しておくだけで良いでしょう。それが、意思決定の根拠になってきます。

Q. ACPをするタイミングは？

A. 特に決まりはありません。日頃の会話の中で、将来どこで過ごしたいか、何をして過ごしたいかを聞いてみて、そうした事をメモに残してみる。そうすることで、最期の意思を決めやすくなります。

特殊詐欺被害ゼロの街へ

詐欺手口の件数と被害額(単位：千円)
(令和4年12月末現在)

1. 架空料金請求詐欺
(98件 442,998円)
2. 預貯金詐欺
(50件 74,449円)
3. 還付金詐欺
(40件 41,032円)
4. オレオレ詐欺
(26件 94,355円)

相談連絡先
消費ホットライン 局番なし188
古田地域包括支援センター 272-5173

身に覚えのない電話や書類がきたら、ご家族や警察、消費ホットライン、地域包括支援センターにご相談ください。

令和4年12月時点で広島市西区の特殊詐欺被害状況は、前年度を大きく上回る約7000万円の被害が報告されています。これは、広島市内8区あるうちの2番目に多い被害額です。昨年12月には、広島市内で一人の被害者から8800万円の被害が報告されました。年々、特殊詐欺の内容は変化してきており、言葉巧みに大事な財産を搾取していきます。現在、左記にある詐欺被害が報告されています。詐欺を防ぐには何ができるのでしょうか。広島県警が公表している特殊詐欺対策として、

その1. 『最新情報に触れる』日々変化する特殊詐欺の手法を知ることです。

その2. 『自宅の電話機の確認』ナンバーディスプレイや常に留守番電話対応にする等、怪しい電話にはでない事が一番です。

その3. 『ATMの利用限度額引き下げ』1日の利用限度額をご存知ですか。万が一、還付金詐欺の被害にあったとしても、1日の利用限度額を引き下げおくことで、被害が大きくなることを防ぐことができます。

上記のこと以外にも、様々な事業を広島市から委託を受け、業務をしています。地域に住む、誰もが住みやすい地域づくりに向け、地域住民や専門機関、行政と連携を取っております。今後も皆様から忌憚のない意見をお寄せいただけたらと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

広島市古田地域包括支援センター